

高度経済成長期におけるホームヘルパー養成の歴史的考察

—— 東京都家事サービス公共職業補導所の役割とカリキュラムの変遷 ——

森山 千賀子*

はじめに

筆者は3年ほど前から、「東京のホームヘルパー—聞き取り・家庭奉仕員の成立過程—」というテーマで、1960年代~70年代に都内の区市町村で家庭奉仕員として働いてきた方々を対象に、質問紙を用いたインタビュー形式の聞き取り調査を共同研究で行っている¹⁾。

その研究の動機を語ると、一つには1960年代から70年代にかけてのホームヘルパーの実態についての分析が、必ずしも多くは行われていないと考えたからである。とりわけホームヘルプサービスに対する研究面での関心は、社会福祉分野全体としてはあまり高いものではなく、身分保障や業務に対する理解は必ずしも社会的な合意は得られていなかったと考えられる。

二つめは、1960年代からの初期のホームヘルパーの多くは、現時点では高齢期に入るため、当時の様子を語っていただき、その内容を活字に残すだけでも資料的価値があると考えたからである。特にホームヘルパー自身の言葉で語られた業務内容や当時のエピソードは、社会の文脈を垣間見る貴重な価値を持ちうるものであると思っている。

そして三つめは、経済の高度成長を背景に社会福祉の法制度の整備や家庭奉仕員の常勤化が進んだこの時代には、低成長時代を迎えて久しい今日への置き忘れ、すなわちこの時代のホームヘルプの活動内容を解明することは、今日に求められるホームヘルプサービスのあり方の一端を、示唆することができるのではないかと考えたからである。

以上のような動機のもと調査活動を進めるなかで、インタビューの語り手から「東京都家事サービス公共職業補導所」(以下補導所とする)の存在を知ることとなった。それは新宿区の早稲田大学にほど近い高台にあり、そこで3ヶ月間学び補導所の紹介で家庭奉仕員の仕事に就いたという話であった。また教育課程を訊いてみると、炊事・洗濯・掃除などの家事の仕方だけでなく、育児・病人・高齢者の世話、そして個人家庭に適応するための心構えなど、家政全般にわたる内容が含まれていた。さらに補導所は1956(昭和31)年、夫と死別した女性(いわゆる未亡人)等を対象に有能な家事使用人の養成を目的とし

* 短期大学保育科

て、東京都労働局が国庫補助を受け創設したものであった。しかしながら当時の家庭奉仕員の採用は、必ずしも夫と死別した女性であったわけではなく、むしろ30歳代後半から40歳前後の子どものいる既婚者が多かった。また1960（昭和35）年に旧労働省（以下労働省）が推進した事業内ホームヘルパーの養成も補導所が担っていたことを鑑みると、様々な役割を果たしてきたのではないかとの推測に至った。

そこで本稿では、ホームヘルプサービスの成立期における「補導所」の役割を把握することを通して、今日に求められるホームヘルプサービスのあり方の一端を示唆することを目的に、補導所設立の背景と養成カリキュラムの内容整理を試みた。

具体的には①補導所発行の年代ごとの『事業概要』をもとに、カリキュラム内容および補導所の役割の整理、②補導所を修了した元家庭奉仕員への聞き取り調査から当時の様子の把握、③1950年代から70年代にわたるホームヘルパー関連の実態調査や関連文献の整理という方法で、当時の状況把握を行った。

本稿では、高度経済成長期における補導所の設立経緯を押さえたうえで、補導所内でのカリキュラム内容およびその変遷の様子を述べるとともに、今日のホームヘルパー養成に寄与できる事柄についても若干の考察を行うことにする。

（なお「家庭奉仕員」とは、1963（昭和38）年の老人福祉法の制定とともに明文化された法制度上の名称であり、「ホームヘルパー」という名称が法制度上で正式に使われるようになったのは、1990（平成2）年の社会福祉関係八法の改正にともなっていることである。加えて介護保険法では訪問介護員と呼ばれている。また労働省所管の事業内ホームヘルパーは福祉法上のホームヘルパーとは異なるという解釈もあると思われる。

本稿では、制度上の区分けとしては「家庭奉仕員」という名称を使いつつも、成立期という観点からそれらを総体的に捉え、広く一般的に使われてきた「ホームヘルパー」、「ホームヘルプ」、「ホームヘルプサービス」等の名称を使用する。）

1. 高度経済成長と補導所設立の背景

我が国のホームヘルプサービスの成立期である1950年代から60年代は、高度経済成長による社会の変化や家族機能の変容を背景に、家事サービスへの需要が高まり、家事サービスを女性の職業として発展させようとする動きが見られた時期でもあった。

とりわけ今回ここで取り上げた補導所は、それらの背景を踏まえ、夫と死別した女性（未亡人）を対象に、有能な家事使用人の養成を目的として、1956（昭和31）年に開設され、設立の背景には大きく分けて二つの要因が考えられる。

一つには「高度経済成長を背景に、住込の家事使用人が減少した」ことがあげられる。一般に家事使用人とは家事サービスを行う働き手のことであるが、大別すると住込家事使用人と通勤家事使用人に分けられ、それらを他の呼び名で表現すれば、前者はかつての女

中（のちのお手伝いさん）、後者は家政婦というのが一般的なイメージとしては浮かぶのではないと思われる²⁾。その女中と呼ばれた住込家事使用人については我が国の場合、女中奉公という言葉があるように、「戦前からの農村の口減らし的な働き口」（尾高1989）という捉え方だけではなく、「若い女性の「行儀見習い」、「家事習得」といった役割があり、このことが雇用関係ではなく主従関係を形成してきた」（清水2004a）と言われている。しかし高度経済成長は、若い女性の働き口を事務員、工員、販売員などに拡大させるとともに、住込による労働環境の悪さ（労働時間等にけじめがない、賃金が低い）などを理由に、すなわち「若者の働き口の多様化、現代的な労働観の目覚め」を背景に、若い女性の女中ばなれが顕著になったことがあげられる³⁾。

二つ目はそのような状況のなかで、高度経済成長の進展や核家族化などの家族機能の変化により、一般家庭においても家事サービス者を求めるという傾向が顕著になってきたことである。そこで考えられたのが、夫と死別した女性への福祉対策の一環としての就労対策であった。1955（昭和30）年の国勢調査によれば、夫と死別した女性、いわゆる未亡人は527万人、そのうち18歳未満の子どもを有する者は180万人という状況であった。そのため前年の1954（昭和29）年9月の段階で労働省の婦人少年問題審議会は、公立の家政婦研修所の建議を労働大臣に提出した。その内容は「最近の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適応するための心構え等を短期間に教育補導し、信頼性があり雇主から喜ばれる有能な家政婦を育成する」⁴⁾ というものであった。

このような経緯のもと、労働省の国庫補助を受け「夫と死別した女性や中高年女性に、家事サービスに必要な技術や知識を習得させ、就職の促進を図ること」を目的に、全国初の補導所が東京都労働局によって設立されるに至った⁵⁾。

2. 補導所の養成コースの概要

前述のような背景のもと補導所では、1956（昭和31）年9月から、家事使用人としての人材育成を目的とする一般補導生のコースが始まった。応募資格は新しく家事使用人になることを希望する方、学歴は義務教育修了程度、年齢制限はなし、補導期間は2ヶ月、補導時間数348時間という内容であった。また希望の科目のみを1週または2週で修了する単科制のコースも用意された。具体的な補導内容は、家政婦の心得、応接の仕方、調理、乳幼児・病人・老人の世話などがあり、一通り学べば家事一切がこなせるようなくみになっていた。募集は都内の職業安定所を通じて行われ、1、2期生では2倍の倍率、平均年齢は32歳、上は57歳から下は17歳までと幅広く、夫と死別した女性は7割であった。

1957（昭和32）年3月号の雑誌『婦人之友』の記事では、「大抵は主婦ですから料理に腕前の上下は殆どありません。でも茶碗蒸して、まあ玉子を使うんですかって、言う方もあったりして、びっくりすることもあります。それだからこそ、この学校でお教えする

甲斐があるのだと思って、私どもも一しょうけんめい（ま）ましております」⁶⁾と語る若い先生もあり、年齢層の幅や開所当時の苦勞の一面をうかがい知る内容が記されていた。

6年後の1962（昭和37）年4月には、1960（昭和35）年労働省が労働生産性の観点から推奨してきた「事業内ホームヘルプ制度」の動きを受け、「企業にあらかじめ雇用されたヘルパーが、家事や育児を必要とした従業員家庭に訪問する事業内ホームヘルパー」の養成コースが始まった。この事業は労働省の肝いりで行われ、1963（昭和37）年12月6日の朝日新聞には、全国で90社がこの事業を採用し好評を得ているという記事があり、東京瓦斯の例では、「従業員5500世帯を対象に、5人のヘルパーを雇っている。身分は共済会の嘱託で、月給は1万5千円」、「会社から派遣されるヘルパーだから、どこの家でも安心感があるのでしょうか。朝九時にうかがうと、まず財布を渡されますから、買物のやりくりで苦勞することはありません。困るのは、一匹のヒラメを老人にはこう、赤ん坊にはああ、自分たちはどうと、三通りに調理してなどといわれる時。まあお宅によってさまざまです」というヘルパーの記事が載せられていた。⁷⁾

さらに翌年の1963（昭和38）年の10月からは「職業安定法と緊急職業対策法」の改正にともない、つまりは女子失業対策事業就労者や中高年齢の女性失業者に対し、雇用対策の質的転換を図ろうとする国の方針に沿い、女子失業者に家事サービスに関わる技術や知識を習得させ、通常雇用への機会を図るための養成コースが誕生した。

上記のように1963（昭和38）年には3つの養成コースが出来上がった。表1はその内容を一覽にしてまとめたものである。各々のコースには、学歴や就職先等の違いによりカリキュラムの内容に若干の相違はみられるが、今日からみた当時のカリキュラムの特徴は、①一般的に家事サービスと言えは炊事・掃除・洗濯等に収斂されるように思われるが、乳幼児・病人・老人の世話など家政全般のことが含まれていた、②そして他人のお宅に訪問する上での、社会常識や教養などを学ぶために職業時事講話、応接、社会などの科目がもうけられていたという点ではないかと思われる。

3. カリキュラム改訂とその背景

表2は1967、68年度の『事業概要』をもとに筆者が作成した養成カリキュラムの内容である。表1との比較では、一般補導生と中高年失業者のコースが一本化され、補導期間は3ヶ月に統一された。また時間数は441（講義136、実習305）時間から528（講義128、実習372）時間に増え、全授業の7割を実習時間に充てるなど、反復して手によって覚えることに重点が置かれるようなカリキュラムに改訂された。

4～5年の間にこのような変化が生じた背景には、「夫と死別した女性（未亡人）等を対象とした補導所の事業は、1963年（昭和38）9月、成功のうちに一応の幕を閉じた」清水（2004b）と言うことがあげられる。すなわち「職業安定法と緊急職業対策法の改正」に

表1 東京都家事サービス公共職業補導所の事業概要およびカリキュラム (1963年)

	一般補導生				ホームヘルパー				中高年齢者・失業対策事業適格者			
開設年月	1956 (昭和31) 年9月				1962 (昭和37) 年4月				1963 (昭和38) 年10月			
応募資格	新しく家事使用人になることを希望する方				新しくホームヘルパーになることを希望する方				新しく家事使用人, 家事的職業を希望する方			
学 歴	義務教育修了程度の学力がある方				高等学校 (旧高女) 修了程度の学力がある方				義務教育修了程度の学力がある方			
年 齢	特に制限なし				満30歳以上45歳未満				満35歳以上			
特 典	①授業料不要, ②失業保険受給者ならびに生活保護の適用者は引き続き受給できる				①授業料不要, ②補導期間は手当を支給				①授業料不要, ②補導期間は手当を支給			
補導期間	2ヶ月間, 年4回				2ヶ月間, 年4回				3ヶ月, 年4回			
定 員	年間80名				年間40名				年間160名			
時 間 数	講義136 実習212 計348時間				講義119 実習229 計348時間				講義136 実習305 計441時間			
補導科目	科 目	計	講義	実習	科 目	計	講義	実習	科 目	計	講義	実習
	家政婦の心得	28	28	0	ホームヘルプ制度				調理	69	14	55
	調理	64	9	55	職業人としての心得				裁縫と縫いもの	26	3	23
	裁縫と縫い物	32	8	24	職業事情				洗濯と被服管理	44	7	37
	洗濯と被服管理	32	12	20	関係事務処理				掃除と器具の手入れ	40	11	29
	乳幼児の世話	40	21	19	その他	20	20		乳幼児の世話	34	21	13
	病人の世話	32	13	19	食物及び調理		19	45	病人の世話	56	26	30
	住居と器具の手入れ	32	21	11	被服		16	44	家庭管理	23	18	5
	家庭管理	32	10	22	住居と家具の手入れ		8	22	応接	19	4	15
	応接	24	6	18	燃料家庭用機械器具		2	2	社会	24	24	
	職業の時事講話	8	8		乳幼児の世話		10	26	インターン	14		14
	課外実習	24		24	病人の世話		10	22	見学	14		14
					老人の世話		4		家庭生活実習	50		50
					応接		7	17	体育	20		20
					家庭管理	284	9	21	職業相談	8	8	
					標準							
					家事							
					標準家事作業大意							
					標準家事作業の編成							
					作業							
					標準家事作業実習	28	14	14				
					実務							
					ホームヘルパーの実務							
					訓練							
					総合実地訓練	16		16				
	合 計	348	135	212	合 計	348	119	229	合 計	441	136	305
備 考	家庭管理 (東電見学) 課外実習 (家庭実習8, 養育院実習8, 保育園8, その他8計24)								病人の世話 (老人の世話14時間, 病人の世話42時間)			

*東京都家事サービス公共職業補導所発行 昭和38年度版『事業概要』により作成

ともない, 1963 (昭和38) 年の10月からは補導の対象が, 夫と死別した女性等から中高年の女性失業者へとシフトしたということである。

またそれらを背景に, 科外という職業指導等を行う時間が新たに追加された。その理由は今までにこのような職業に就いたことのない人への配慮であり, さらには就労先が家事使用人に留まらず, その人の適性に合わせて会社の寮母, 老人ホームの職員, その他の家事的職業などに拡大されていったことがあったのではないと思われる。加えて家庭奉仕員へのインタビューの際にも「そこを出る時に, 老人ホームで働きたいか, 赤ちゃんの面倒をみるところに行きたいかと聞かれました。」という話があったことを鑑みると, 適性を含んだ職業相談などを, 時間をかけて行っていたことが推測される。

表2 東京都家事サービス公共職業補導所のカリキュラム (1968年度)

科 目	一般・中高年齢者			補導内容	科 目	ホームヘルパー			補導内容	
	時間数					時間数				
	計	講義	実習			計	講義	実習		
調理	80	14	66	食物と栄養、献立（病人食・老人食・離乳食幼児食）、献立の作り方、食品の保存法、調理の意義など	食物及び調理	64	25	39	一 般 中 高 年 齢 者 と 同 じ	
裁縫と縫いもの	32	4	28	洋裁・洋裁用具、衣服の更正、ミシン基礎縫、カギホックとスナップのつけ方、スカート仕立てなど 和裁・和服の手入れ、和服用具、子どもの着物の揚げの仕方、布団の仕立て及び手入、縫い方など	裁縫と縫いもの	32	14	18		
掃除と器具の手入	52	10	42	日常掃除の仕方、家具の手入、家庭金属の手入、家庭電気の知識、庭の手入、住居の安全整理整頓	住居と家具の手入	32	16	16		
洗濯と被服管理	48	7	41	繊維類の品質の見分け方、洗濯用具と施設、洗濯の順序、小物の手入、靴磨き、かさの洗い方など	洗濯と被服管理	36	13	23		
乳幼児の世話	44	25	19	乳児・女性の生理手当、妊産婦について、乳児の発育栄養。沐浴と身体各部の清潔など 幼児・幼児の心の成長、生活指導、玩具、絵本の選びかた、幼児のための工作物の作り方、保育園実習	乳幼児の世話	32	22	10		
病人の世話	48	11	37	家庭看護・病室管理、呼吸脈拍のはかり方、薬法、病人の食事について、床ずれの予防 消毒・伝染病、救急処置、家庭の常備薬、病院における看護人の心構えなど	病人の世話	32	12	20		
老人の世話	16	8	8	老人の生理と心理、正常な老化現象と病的老化現象、老人の食事、身の回りの世話、老人に多い病気と予防など	老人の世話	4		4		
家庭管理	32	20	12	家庭生活の管理、仕事の計画、スクラップの作り方、通信機関（郵便、電話、電報）の知識、家計と予算、家庭燃料の種類と特徴と経済的な使い方、障子・ふすまの手入	家庭管理	32	22	10		
応 接	24	5	19	作法の意義、言葉づかい、和室・洋室の接待、食事作法、訪問客の取次と見送り、贈答品の知識、留守番中の来客、電話、緊急の処理など	応 接	24	4	20		
社 会	24	24		職業講話、時事講話	社 会	16	16			ホームヘルプ制度・制度と職務内容および責任、職業人としての心得・婦人労働者の問題点、生活環境の整備など、職業事情・女子の雇用問題・職業安定業務 関係事務の処理・企業の組織・機構・事務配分
インターン	8		8	一般家庭への派遣実習	標準家事作業	28	14	14		標準家事作業大意、標準家事作業編集、標準家事作業実習
見 学	16		16	東電、ライオン油脂、養育院など施設見学	見 学	12		12	一般補導生と同じ	
家庭生活実習	48		48	補導所内実習館での実習	実務訓練	8		8	ホームヘルパーの実務、実地訓練、一般家庭の家事援助、作業実習、複合及び作業報告書の提出実習	
体 育	28		28							
科 外	28			28人所修了8、職業相談12、適性その他8	科 外	32			32 就職相談他	
合 計	528	128	372	28	合 計	384	158	194	32	

*東京都家事サービス公共職業補導所発行 昭和42・43年版『事業概要』により作成

一方就職先の一つとして家庭奉仕員への採用が増えた背景には、一つには高度経済成長による核家族化への変容とともに人口の高齢化が指摘され、社会福祉制度の整備が進んだことがあげられる。表3は1950年代後半から70年までのホームヘルプ関連施策（事業）動向を一覧にしたものであるが、社会福祉サービスとしてのホームヘルプ事業への整備が進んでいることが窺える。また東京都においては、「美濃部都政」（革新自治体）下における婦人相談員や家庭奉仕員の常勤化運動への動き⁸⁾も手伝ってか、1972年度発行の補導所の『事業概要』による実績では、通いの就職先を得られた修了者117名のうち、13名が区及び市の家庭奉仕員として採用されていた。

カリキュラム改訂とその背景の整理は、広く家事的職業に関わる人材養成を担い、先駆的なホームヘルパーや家庭奉仕員を輩出してきたという補導所の役割を、見いだす手がかりになったと思われる。

4. 今日のホームヘルパー養成に寄与するもの

補導所設立の背景と養成カリキュラムの内容整理を通して見えてきた知見から、「今日のホームヘルパー養成に寄与できる」と思われる事柄を、4点に絞り述べてみる。

まず一点目は、補導所の創設はプロの家事サービスとしての専門的職業従事者の養成を目的とするものであったということである。清水（2004b）は、「（補導所の設立は）女中のイメージを大きく変える契機となった。それまで一段と低い職業と見られ、何ら特別な訓練を必要としないと思われてきた家事サービスの仕事について、訓練の必要性を認め、職業としての地位を高めた。また中高年女性にその特性や生活経験を生かして、手近に働ける職場を提供し就業の促進を図った。さらに家事サービスに対する認識を社会に広め、労働条件の向上に寄与した」と指摘している。すなわち家事サービスが家内の家事の延長線上ではなく、専門的職業として位置づけられたという点は、今日においても大きな意義があると思われる。

二点目は家事作業の標準化と個別性の重視についてである。特に企業内ホームヘルパー養成のカリキュラムのなかには、「標準的家事作業」という科目があり、その内容は「ヘルパーは限られた時間内に、各家庭の事情に応じて必要な家事作業をこなすことが求められるため、事故の種別（出産・病気・不在）と家族構成別（乳幼児や要介護高齢者の有無等）に具体的なケースを想定し、家事作業の編成プランを受講生が立てる」というものであった。訪問先での作業の偏りや非効率を避け、かつ各家庭の事情に応じて必要なサービスを行うという点において参考になる教科ではないだろうか。

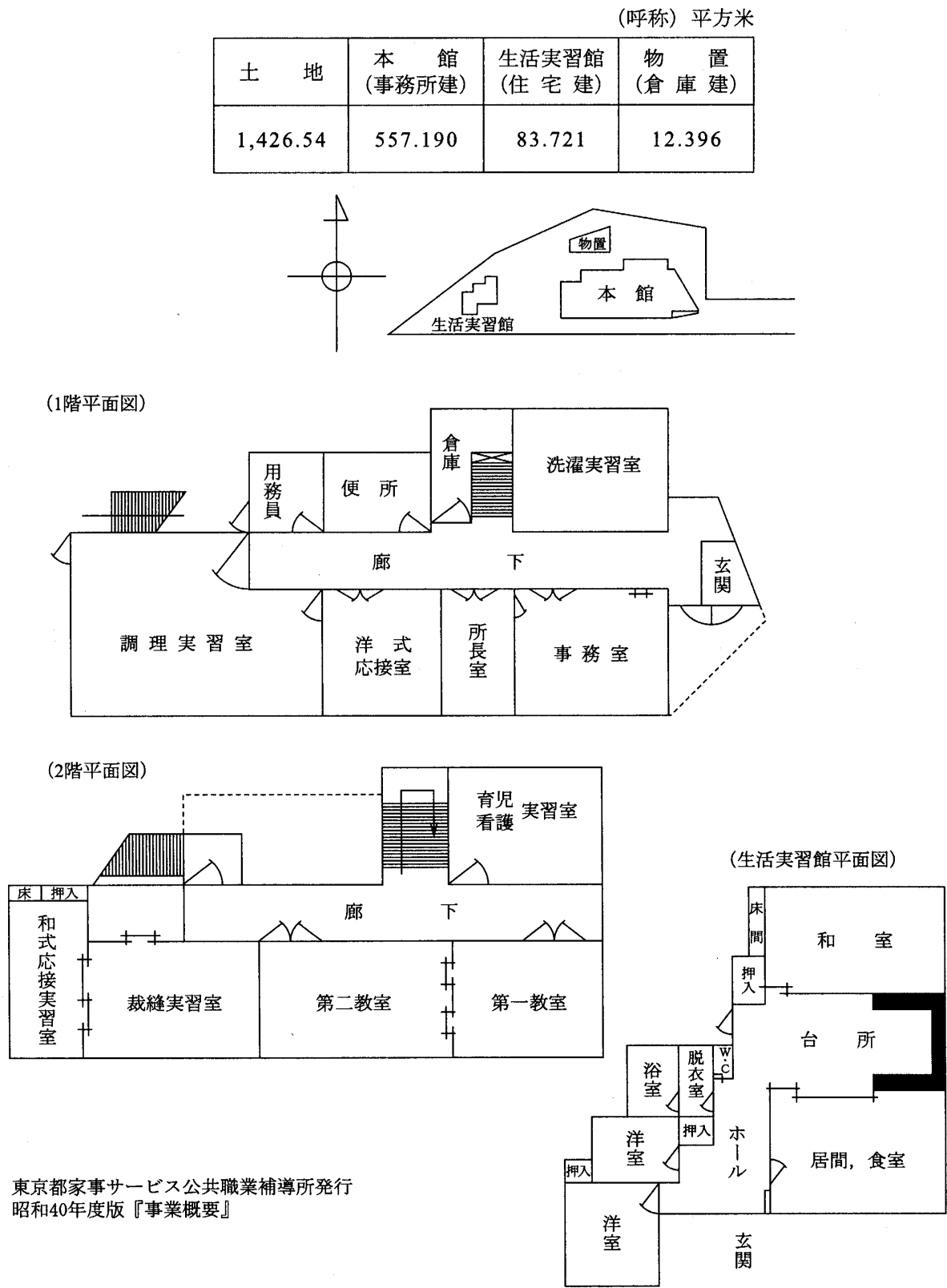
三点目は、これからのホームヘルプサービスのあり方についてである。我が国におけるホームヘルプ制度の成立過程は、長野県上田市周辺などの萌芽期の活動を除けば、法制度上では高齢者を対象に始まり、特に低所得・貧困世帯の独居・要介護高齢者を中心に展開してきたという経緯がある。しかし欧米社会に制度として取り入れられた20世紀の初頭に

表3 1950年代後半～70年までのホームヘルプ関連施策（事業）の動向

年	国（他地域）の動向	東京都の動向
1956（昭和31）	長野県内13市町村で「家庭養護婦派遣事業」が始まる	東京都家事サービス公共職業補導所開設
1957（昭和32）	大阪家事サービス公共職業補導所開設，以降，名古屋，神戸，京都などの主要都市に広がる	
1958（昭和33）	大阪市で「臨時家政婦派遣制度」が始まる	
1959（昭和34）	東大阪市で「老人家庭奉仕員制度」が始まる	
1960（昭和35）	名古屋市「家庭奉仕員制度」，神戸市「ホームヘルパー派遣制度」が始まる 労働省「事業内ホームヘルプ制度」の普及に乗り出す 厚生省「児童保育を中心とした家事サービスに国庫予算を要求」（具体化されず消滅）	
1961（昭和36）		都は東京都社会福祉協議会に委託事業し「家庭奉仕員制度」が始まる（身分は週4日の非常勤職員）
1962（昭和37）	国庫補助対象事業として「家庭奉仕員活動費」が予算化される	補導所にて「事業内ホームヘルパー養成事業」が始まる
1963（昭和38）	老人福祉法制定「老人家庭奉仕員派遣事業」の制度化	補導所にて「中高年の女性失業者」対象の養成事業が始まる
1964（昭和39）		東京都社会福祉協議会は，家庭奉仕員事業を都に返上（身分は非常勤職員）
1965（昭和40）		都は家庭奉仕員事業を23区に事業移管，市町村でも派遣事業が始まる
1966（昭和41）		都は身障ヘルパー制度を導入（初年度60名採用）
1967（昭和42）	身体障害者福祉法の改正により「身体障害者家庭奉仕員派遣事業」の制度化	
1968（昭和43）		都内の23区・4市の家庭奉仕員が正職員化
1970（昭和45）	心身障害児家庭奉仕員派遣事業の制度化	

おいては，サービスの始まりはいずれも児童を対象（母親が出産のために一時的に子どもの養育をするなどの家事サービス）に始まった。また国際ホームヘルプ・サービス協議会によれば，「一定期間適切な指導のもとに資格のある者によって提供されるものであり，その目的は，疲労，疾病，親の不在，出産，高齢及びその他の社会的理由等の場合に個人または家族単位で援助すること」と述べており，「家庭生活を守り，強化し維持するために存在する」としている。このような考えに照らすならば補導所での養成内容はその考えにそったものであったように思われる。したがって現在の社会問題である少子高齢社会や地域課題に対応するためには，「子育て支援から高齢者介護まで，ニーズの重層化に対応し得るホームヘルプのあり方への再検討」が，求められる課題ではないかと考える。

図1 補導所の平面図



4点目は、質の高い専門的職業従事者として安心して地域・家庭に出られるための養成課程におけるしくみづくりの検討である。図1は補導所の平面図であるが、その一角には家庭の場を想定した生活実習室が設けられていた。その目的はそこで1日の生活過程を実習し、予備知識と自信をつけさせるためのものであった。このようなホームヘルプ実践にふさわしい教育体系づくりも、これからの実践的な課題だと思われる。

おわりに

1973（昭和48）年は「福祉元年」であり、同時に高度経済成長の終息年でもあると言われている。補導所もまた同年には、その名称を都立新宿婦人専修職業訓練校と改変し、福祉ヘルパー科と給食料理科（共に6ヶ月、950時間）が誕生した。そして福祉ヘルパー科には、老人看護学、社会福祉概論、臨床介護作業などの科目が新たに盛り込まれ、以降、都立新宿婦人高等職業訓練校福祉ヘルパー科、都立新宿女性高等職業訓練校介護ヘルパー科へと名称及びカリキュラム内容を変え、1996（平成8）年まで都内唯一の女性対象の職業訓練校として、さらに1級・2級のホームヘルパー養成校として、その役割を担ってきた。

本稿は、聞き取り調査のなかから見えてきたホームヘルプサービスの成立期、すなわち高度経済成長期における「補導所」設立の背景とカリキュラム内容の整理であり、その時代の一部を垣間見たにすぎない。しかし今日に反映できる事柄の幾つかも見受けられたように思われる。したがって今後も歴史的な文脈からさまざまな検討を重ね、多面的な視野からホームヘルパーの実態像を探り、それらの分析を通して、今日の時代にも応えられるようなホームヘルプサービスのあり方や教育体制についても、明らかにして行きたいと考えている。

【注】

- 1) 研究活動は、森山治（北海道教育大学函館校）、渡辺潤（東京都大田区職員）、筆者の3名で行っている。現段階では8名の家庭奉仕員への聞き取りが終了し、研究成果の報告は順次『月刊東京』（東京自治問題研究所）で公表している。
- 2) 女中と家政婦は出現の背景が異なり、特に家政婦は必ずしも通勤家事使用人という内容のものだけではないが、ここでは住込か通勤かという点でそのように解釈する。
- 3) 東京・神田橋女子公共職業安定所では、1959（昭和34）年に「女中憲章」を作成。
「女中さんにきく家事使用人の諸問題」『婦人と年少者』第8巻6号 9～14頁 1960（昭和35）年、「女中さんの集団就職 条件ととのえ立川市職安で計画」朝日新聞夕刊 1958（昭和33）年などを参照。
- 4) 「未亡人等の職業対策に関する建議ならびに「家政婦研修所」について」『婦人と年少者』2巻10号通巻18号 1954（昭和29）年 婦人少年協会27～29頁に研修科目案も含み掲載

されている。

- 5) 家事サービス公共職業補導所は、1957（昭和32）年には大阪にも開設され、その後名古屋、神戸、京都などの主要都市へ広がった。また新潟県では労働省婦人少年局の企画により、1957（昭和31）年に中学卒業生を対象とした「簡易家事サービス職業補導所」が設置された。
- 6) 「新しい“お手つだい”を育てる場所 東京都家事サービス公共職業補導所をみる」『婦人之友』51巻3月号（1957年）より
- 7) 「ひっぱりだこのホームヘルパー」朝日新聞 1962（昭和37）年12月6日朝刊より。
事業内ホームヘルパー制度を導入した企業は、日立製作所、富士電気、石川島播磨重工業、神戸製鋼、東京瓦斯、ヤンマーディゼル、武田薬品、三和銀行、東海銀行、東洋レーヨンなどの大企業であり、養成が追いつかない状況であった。
- 8) 1965（昭和40）年前後の『都政新報』『都職労新聞』等を参照。

【引用・参考文献】

- 奥田暁子（1995）「女中の歴史」『女と男の時空【日本女性史再考】Ⅴ 闘ぎ合う女と男—近代—』藤原書店 376～410頁
- 尾高煌之助（1989）「二重構造」『日本経済史6 二重構造』岩波書店144頁
- 北場勉（2001）「わが国における在宅福祉政策の展開過程—家庭奉仕員派遣制度の展開を中心に—」『日本社会事業大学 研究紀要第48集』207～242頁
- 篠塚英子・横村愛（1990）「高齢化時代の女子労働—付添婦の歴史的変遷と現状」季刊社会保障研究 26巻3号 通巻110号 270～282頁
- 清水美知子（2004a）『＜女中＞イメージの家庭文化史』世界思想社13～23頁
- 清水美知子（2004b）『1950～60年代における＜女中＞イメージの変容—「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」をめぐって—』関西国際大学研究紀要 第5号108頁
- 労働省婦人少年局 『住込家事使用人の実情—調査報告』（1959）
- 田中荘司（1987）「家庭奉仕員制度の歴史と現状」『ホームヘルプ』（財）老人福祉開発センター 126～145頁
- 労働省婦人少年局 『通勤家事使用人の実情—調査報告』（1960）
- 東京都家事サービス公共職業補導所 『事業概要』昭和38・40・42・43・47年
- 東京都社会福祉協議会 『東京都社会福祉協議会三十年史』（1983）108頁
- 労働法令協会編 『ホームヘルプ制度の実際』（1964）（財）労働法令協会
- 厚生省社会局老人福祉課監修 『ホームヘルパーの手引き』（1971）（財）老人福祉研究会
- 森幹郎（1974）『ホームヘルパー』日本生命済生会